

令和 7 年 7 月 11 日

## 令和 6 年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
八尾市立桂小学校（外 2 校）	八尾市教育委員会	公立

## 1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
八尾市立桂小学校	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004704/1004752/1004759.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004704/1004752/1004759.html</a>
八尾市立北山本小学校	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004909/1004910/1004912.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004909/1004910/1004912.html</a>
八尾市立桂中学校	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1005917/1012779/1006726/1006729.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1005917/1012779/1006726/1006729.html</a>

※必要に応じて行を追加すること。

## 2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
八尾市立桂小学校	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004704/1004735/1004737.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004704/1004735/1004737.html</a>	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004704/1004735/1004737.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004704/1004735/1004737.html</a>
八尾市立北山本小学校	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004909/1004923/1016916.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004909/1004923/1016916.html</a>	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004909/1004923/1016916.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1004373/1004909/1004923/1016916.html</a>
八尾市立桂中学校	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1005917/1012779/1006742/1017513.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1005917/1012779/1006742/1017513.html</a>	<a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1005917/1012779/1006742/1017513.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1014712/1005917/1012779/1006742/1017513.html</a>

※必要に応じて行を追加すること。

## 3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

## (1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- |   |
|---|
| <input checked="" type="radio"/> 計画通り実施できている<br><input type="radio"/> 一部、計画通り実施できていない<br><input type="radio"/> ほとんど計画通り実施できていない |
|---|

## (2) 実施状況に関する特記事項

※ (1) で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- 実施している  
・ 実施していない

<特記事項>

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本特例は、人権が尊重される社会づくりを自らの問題として捉え、「自ら考え、行動できる人間形成」、「持続可能な社会づくりに貢献できる人間形成」をめざして、児童生徒が自己や仲間、社会の在り様を探究し、学ぶことを通して、未来社会を形成する主権者・地球市民としての資質・能力を育成するため、桂中学校区全校全学年において「人権みらい探究科」の設置及び人権教育・キャリア教育を行うものである。

本特例を実施している3校においては、社会の様々な人権課題に関わって、地域の方や様々な分野のプロフェッショナルな方などを外部講師として招聘し、出会いや体験を通して、自分の将来について考えたり自分の内面を振り返ったりする機会を学習の中に位置づけることを大切にしている。また、中学校区の教職員で協働してカリキュラム編成や実践について研究し、組織的に計画を推進している。

小学校では、子どもの権利条約を主なテーマとして取り扱い、子どもの発達段階に応じた取組みを推進できた。また、ジェンダーや在日外国人、同和問題等様々な人権課題の学びに、外部講師を招聘したことで子どもたちは多様な考え方に触れ、地域や他学年に学んだことを発信することができた。さらに、地域の方やさまざまな分野のプロフェッショナルな方との出会いと体験から、自分の将来について考える機会や、自分の内面をふり返る機会を通して、自分の考えや思いに気づき言葉にできるようになってきた。

中学校では、同和問題をはじめ、社会にある様々な人権課題（在日外国人問題・障がい者問題・ジェンダー平等・平和問題等）について、日ごろの生徒の姿から、社会の課題がどのような形で現れているかを的確につかみ、それに応じて各学年や学校全体で学習の機会をつくることができた。学習内容については、資料を活用した学びだけでなく、より深めるために講師を招聘しての聞き取り学習や学習発表会などを実施した。聞き取り学習では、生徒が事前に学んだことを基にして講師に質問したり、感想に自身の学びをまとめたりしていた。発表会では、自分の考えや仲間の考えをまとめて発表する生徒の姿が各学年で見られた。その場に講師の方をお招きして発表内容を評価してもらったことで、生徒たちの自己肯定感の向上にもつながっている。また、その学びを校内で掲示して参観などの機会に保護者の方が見ることができるようにした。

中学校区小中一貫教育・人権みらい探究科部会では、今年度「ともに学び ともに育

ちともに生きる」を重点課題としながら、各校の多様な人権学習の取組みについて交流を行った。それらの学びを発信すること、行動に移せることを目標として、今年度各校の取組みをまとめたポートフォリオを作成・交流した。また、本校で実施している反差別集会においても各校での学びを発信することで、反差別の思いをともにする仲間とつながる機会とすることができた。

令和元年度からの取組みにより、カリキュラムは一定の整理ができているが、今後は、社会の変化に合致し、子どもの実態に応じたカリキュラムの編成を進めることが課題である。また、教職員の入れ替わりを受け、学びにおけるねらいを継承することが不可欠である。

## (2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する中学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、八尾市教育委員会において確認済である。

## 4. 課題の改善のための取組の方向性

9年間を通して「人権みらい探究科で育みたい7つの資質・能力・態度」を育むために、子どもたちの実態から学習を計画する。身近なところから子ども自身が課題を見つけ、その解決をめざして主体的に取り組んでいけるようにする。学習内容に応じて、児童会・生徒会や委員会、小学校、中学校、地域などに関連付けながら取組みを推進していき、自らの行動で社会が変化する実感を得られるようにする。また、個別の成果・課題をより正確に見取るため、学習成果の記録や集積だけでなく、ハイパーQ U調査等のデータも関連付けて分析する。

また、中学校においては、生徒が個人、または班などグループで課題解決をめざして、様々な学習を積み重ねていくことで主体的・協働的に探究して学び、深めていくことができる学習を創造していく。ICT 機器を活用するなど、生徒が自分たちの学び、あるいはその発信の手段を自ら選ぶことで、学びを深めることにつなげる。

ゲストティーチャーやロールモデルとの出会いを大切にしたいうえで感じたこと考えたことから自分の生活を振り返ることを大切にしたい、探究活動に繋げていく。

教職員については、定期的に小学校間、小中学校間での交流の場を持ち、成果や課題、実践の交流を継続するとともに、目の前の子どもの実態に応じた合同研修等を実施するなど、9年間のカリキュラムとしてまとめていく。